

各国・地域の商標制度・運用に関する調査研究について

Research and Study on Trademark Systems and Practices in Various Countries and Regions

特許庁 審査業務部商標課 商標制度企画室

① はじめに

特許庁では、令和6年度産業財産権制度各国比較調査研究として「各国・地域の商標制度・運用に関する調査研究」を実施した。本稿では、本調査研究の背景・目的及び調査結果等について概要を紹介する。

② 本調査研究の背景・目的

商標に係る制度のうち、我が国での導入や見直しが検討課題となり得る制度について、各国・地域における制度・運用の詳細や、ユーザーニーズ等について調査を実施した。

具体的には、以下の論点について調査対象とした。

2.1 部分拒絶制度

我が国においては、商標審査における拒絶理由が一部の指定商品役務のみを対象とする場合、補正等により拒絶理由が解消されなければ、出願全体が拒絶となる。一方、拒絶理由が解消されない場合、対象となっている指定商品役務のみを拒絶し、その他の指定商品役務については登録を認める「部分拒絶制度」（一部拒絶制度）も存在する。

2.2 非伝統的商標制度の見直し

2.2.1 保護対象の拡大

「におい商標」、「触覚商標」及び「味覚商標」（以下「におい等非伝統的商標」という。）については、我が国で

は保護対象としていないが、諸外国においては保護されている実例が一定程度ある。

第2回産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会（平成28年7月12日）においても、におい等非伝統的商標を保護対象に追加するか否かについては、「諸外国における保護の状況、及び我が国企業等による保護のニーズの把握に努めつつ、今後も引き続き検討を進めてはどうか」との提言がなされている。

2.2.2 非グラフィカルな手法による出願

マドリッド同盟総会第55回会合において採択された「標章の国際登録に関するマドリッド協定規則」の改正により、標章の記載について、視覚的表示の代わりに、1つのデジタルファイルで標章を表すことが可能となった。これにより、音商標、動き商標又はこれらの組合せ等を、音声ファイルや動画ファイルといった、非グラフィカルな手法により表された標章として願書に添付した出願（以下「非グラフィカルな手法による出願」という。）が可能となったが、こうした標章が保護の対象となり得るかどうかを判断する際には引き続き国内法を適用することになっており、我が国はこれらの標章を保護対象とせず、拒絶理由を通知している。他方で、そのような形式で出願された商標について保護対象としている締約国も存在する。

③ 調査実施方法

3.1 公開情報調査

書籍、論文、裁判例等から、13の国・地域における制度・運用の調査を行った。調査対象は、アメリカ合衆国、欧州（EUIPO）、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国、トルコ、インド、中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリアとした。

3.2 国内質問票調査

企業等及び代理人のニーズや意見について明らかにするため、出願傾向等を基に抽出した企業等 252 者及び代理人 165 者を対象として実施した。

3.3 海外ヒアリング調査

公開情報調査の結果を踏まえ、より詳細な調査を行うため、調査対象である 13 の国・地域の代理人（弁理士・弁護士）を対象として実施した。

3.4 国内ヒアリング調査

各制度に係る経験、各制度のメリットとデメリット、各制度の導入の可否等について聴取するため、企業（国内質問票調査に協力いただいた企業のうち5者）及び有識者（弁護士・弁理士及び学識経験者）を対象として実施した。

④ 調査結果の分析・取りまとめ

4.1 部分拒絶制度

4.1.1 各国・地域の制度の概要

調査対象の 13 の国・地域のうち、この制度を導入しているのは、インド及び台湾を除く 11 の国・地域であった。

（1）部分拒絶制度を導入している国・地域

以前から部分拒絶制度を採用している国・地域がある一方で、主に他国との制度調和や出願人の利便性向上を理由に掲げて近年にこの制度が導入された国（トルコ（2017 年）、シンガポール（2021 年）、韓国（2023 年））もある。

この制度の枠組みは、①実体審査の最終決定において部分拒絶が通知され、審判段階で対応の機会が与えられ

るタイプと、②実体審査の最終決定よりも前に部分拒絶が通知され、審査段階で対応の機会が与えられるタイプの 2 つに大きく分かれる。

①実体審査の最終決定において部分拒絶が通知され、審判段階で対応の機会が与えられるタイプ

このタイプは、中国とトルコの 2 か国である。いずれの国においても、主な対応手段は、知財庁内の審判部に対して請求する拒絶決定不服審判である。

部分拒絶の決定に対応しない場合には、審判請求期間満了後に、拒絶の対象でない指定商品役務について出願が公告される。一方、拒絶決定不服審判が請求された場合には、部分拒絶に係る出願部分の帰趨が定まるまで（審決の確定や、上訴した場合にはその判決が確定するまで）、拒絶の対象ではない出願の部分の公告や登録はされない。

②実体審査の最終決定よりも前に部分拒絶が通知され、審査段階で対応の機会が与えられるタイプ

このタイプは、アメリカ合衆国、欧州（EUIPO）、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国、韓国、シンガポール、オーストラリアの 9 の国・地域である。

部分拒絶の通知の書式は、いずれの国・地域においても全体拒絶（出願全体を拒絶）の場合と大きな違いはないか全く同じであった。また、部分拒絶の通知において、拒絶の対象となる指定商品役務がどの程度明記されるかは、国・地域により異なった。複数の国・地域の代理人から、「明記されないことが多い」（スウェーデン、シンガポール）又は「明記されないことがある」（アメリカ合衆国、欧州（EUIPO））との回答があり、明記されていない場合、出願人側は自ら分析して拒絶対象を洗い出すか、審査官に確認する等の対応を取るとのことであった。

部分拒絶の通知への対応手段としては、意見書の提出、補正等が挙げられた。加えて、多くの国・地域で、登録に向けて応答しない選択肢も取り得るとのことであった。

応答しない場合、手間や費用の削減がメリットとして多く挙げられた。一方で、特に拒絶理由通知への応答期間に加えて延長期間や知財庁による慎重な手続のための期間を設けている国（韓国、シンガポール、オーストラリア）では応答した場合に比べて登録が大きく遅れる懸念があるほか、その他の国でも拒絶部分中の登録可能性がある指定商品役務について登録されない懸念から、出

願人に対して応答を勧める代理人の見解が多く示された。

また、9の国・地域全てにおいて、部分拒絶の決定が出された場合、その決定が確定するまで（審判を請求した場合には審決の確定、上訴した場合には判決の確定まで）、拒絶対象でない部分については手続が中断・停止・保留され、その部分だけが登録に進むことはない。

（2）部分拒絶制度を導入していない国・地域

インドについては、商標法と商標規則による立法上・手続上の枠組みが出願全体を審査することを重視していることが未導入の背景との説明があった。台湾については、部分拒絶制度はユーザーにとって複雑と捉えられる可能性が高いこと等が未導入の理由として説明があった。

4.1.2 国内の現状分析

企業等を対象とした質問票調査では、制度の導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。なお、賛成する企業等のうち、制度を「自社でも利用したい」旨回答した企業等は約3割であった。賛成する企業等からは、費用の削減の観点から評価する意見があった。反対する企業等からは、現在の制度で問題ないとの意見や、商標権の管理コストの増加を指摘する意見があったほか、不使用商標の増加を懸念する意見も多かった。

一方で、代理人を対象とした質問票調査では、導入に反対する割合が、賛成する割合を上回った。賛成する代理人からは、出願人への周知の重要性を指摘する意見があった。反対する代理人からは、制度の複雑化を指摘する意見があったほか、審査の遅延や、不使用商標の増加を懸念する意見も多くあった。

また、企業及び有識者へのヒアリング調査においては、総じて明確な制度導入のニーズは示されなかった。一部の企業から、費用の削減の観点から導入を支持する意見があった一方で、多くの企業及び有識者から、審査の遅延や不使用商標の増加の懸念が指摘された。

4.1.3 制度を見直す場合の検討事項と課題

（1）特許庁による拒絶理由通知から登録までの制度運用

拒絶理由通知への応答がない出願が増加することにより、そのような出願と抵触する商標を出願する者にとっては、審査の遅延やサーチ負担の増加が懸念されるとの指摘があった。諸外国の制度においても部分拒絶の決定

が確定するまで一部分だけが登録に進むことは基本的にないところ、実際に、登録までの期間が長期化するため部分拒絶制度であっても応答することを勧めているという見解が、複数の国・地域の海外代理人から示された。

また、拒絶理由通知の内容については、拒絶対象である指定商品役務を明記する等して、分かりやすくすべきとの指摘や、拒絶査定不服審判は拒絶の対象となる指定商品役務についてのみ請求することを可能とすれば費用面でのメリットがあり望ましいとの意見があった。

（2）出願人側の部分拒絶の通知への対応方法

部分拒絶を承服する場合の応答方法は簡易である方がよいとする意見があった。諸外国の制度・運用の状況としては、我が国の現行制度と同様に、拒絶理由の通知に対して承服する場合には補正による指定商品役務の削除を要する国・地域がある一方で、メール等による簡易な応答で部分登録に進むことが可能となっている国・地域もあった。

（3）査定の形式

第15条（拒絶の査定）及び第16条（商標登録の査定）の改正が必要となる可能性があるとの指摘があった。

現在は、出願全体に対する拒絶査定又は登録査定のいずれか一方のみがなされるが、部分拒絶制度が導入された場合、これらをどのようにすべきかが問題となり得る。

まず、指定商品役務の一部についての登録査定は、設定登録のために必要である一方で、指定商品役務の一部についての拒絶査定も、拒絶査定不服審判を可能とするために必要となるのではないかという考え方が示された。アメリカ合衆国においては、このような部分的な登録査定と拒絶査定の双方が通知される運用がとられることが多いとの同国代理人の意見もあった。

次に、指定商品役務の一部についての登録と拒絶を1通の査定にて通知する考え方が示された。諸外国においては、多くの国・地域がこうした運用を行っている。なお、この考え方をとる場合、拒絶査定不服審判の対象は査定全体であるが、登録すべきとされた指定商品役務についての特許庁の判断は、審判や審決取消訴訟において覆すことはできない旨を定める必要があるとの意見があった。

（4）その他

使用の可能性が低い指定商品役務について登録査定がなされた場合でも設定登録され得ることによる不使用商標の増加や、拒絶対象となる指定商品役務の明記のための審査負担増による審査の遅延といった課題が示された。

また、ユーザーにとって複雑な制度となるため、導入する場合には制度の説明・周知が望まれるとの意見があった。

4.2 におい等非伝統的商標

4.2.1 各国・地域の制度の概要

におい等非伝統的商標は、調査対象である13の国・地域の全てで、商標法の保護対象から除外されていない。その多くが、法令において「商標」を包括的な文言で定義することにより、又は「商標」の種類を限定列挙せず例示列挙することにより、保護を理論上可能としている。

しかし、におい等非伝統的商標が実際に登録され、保護を受けるのは、いずれの国・地域においても困難であるとされる。そして、何を理由として登録が難しいとされるかは国・地域によって大きく3つのタイプに分類できる。

(1) グラフィカル表示要件が問題となるタイプ

商標はグラフィカル（図形的、視覚的）に表せるものでなくてはならないという要件（いわゆる「グラフィカル表示要件」）が法律上存在しており、それが「商標」認定や登録への高いハードルとなっているタイプである。インドとシンガポールがこのタイプと考えられる。

(2) 商標の表示に係る「シークマン基準」が問題となるタイプ

グラフィカル表示要件は撤廃されているものの、出願商標の表示について「明確であり、正確であり、自己完結しており、容易にアクセスすることができ、わかりやすく、耐久性があり、客観的である」ものでなくてはならず、かつ、保護を与えられる対象（商標）は登録簿に正確かつ明瞭に表示できなければならないとの旨の要件が課せられているタイプである。欧州（EUIPO）、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国、トルコがこのタイプと考えられる。

上記の要件は、におい商標の登録可否について争われたシークマン事件（Case C-273/00）において2002年に欧州司法裁判所が示した基準（いわゆる「シークマ

ン基準」）が元となっている。におい等非伝統的商標については、この表示要件を現在の技術でクリアすることは不可能であるという評価が一般的となっている。

(3) 識別力等の登録要件が問題となるタイプ

商標の表示に関する要件は上記2タイプと比べて厳格ではないものの、識別力や非機能性等の登録要件を満たすことが通常の商標の場合より難しいと考えられているタイプである。アメリカ合衆国、韓国、台湾、オーストラリアがこのタイプと考えられる。

なお、これらの国・地域では、におい等非伝統的商標の出願において商標の説明の提出が必須であり、においのサンプルの提出も併せて求められる。出願商標の特定や実体審査の場面において、商標の説明が大きな役割を果たす。

これらの国・地域の代理人からは、視覚的な商標でないため識別力や類否の判断が複雑になること、使用により獲得された識別力の主張・立証や、非機能性要件を満たすことが難しい傾向があるとの指摘もあった。

その他、上記3つのタイプに当てはまらない国として中国がある。同国も、法律上におい等非伝統的商標の保護を否定していないものの、実際の登録は難しい状況になっている。その理由として、知財庁においてにおい等非伝統的商標に係る出願の受理や実体審査に対応できる技術システムが未だ整備されていないこと等が指摘されている。

4.2.2 国内の現状分析

質問票調査では、企業等・代理人のいずれも、制度の導入に反対する割合が賛成する割合を大きく上回った。反対する立場からは、権利範囲の特定や識別力・類否の判断等が困難であるとの意見が多かったほか、第三者に対して萎縮効果を生じさせるとの意見もあった。また、賛成する立場からも、制度を設けたとしても実際に登録することは困難と思われるとの指摘があった。

企業及び有識者へのヒアリング調査においても、総じて明確な制度導入のニーズは示されなかった。いずれの企業及び有識者からも商標の特定について懸念が示されたほか、第三者への萎縮効果のおそれや、特定のにおいや味の独占を認めることは不適當であるとの指摘もあった。

4.2.3 制度を見直す場合の検討事項と課題

(1) 商標の出願方法

「客観的に出願の範囲を特定できるような方法にする必要がある」等の意見があった。具体的には、出願時に商標の詳細な説明と物件を求めるべきとの意見や、言葉による表現では不十分であり、においを再現できる何らかの方法や技術を考えるべきとの意見があった。

（２）類否や識別力に関する審査基準

「他の非伝統的な商標と同様に総合的に判断する形でよい」、「全てのタイプの商標に通じる類否判断の抽象的な基準を作ることが必要」等の意見があった。

（３）商標の保存及び公開

においのサンプル等の経年劣化を懸念し、何らかの形でいつ誰が閲覧しても同じ状態で保存できるようにすべき旨の意見等があった。具体的には、「微生物の寄託と同じような方法」、「要請があったときにあらためて出願人にサンプルを提供させる」、「においをデジタルに記録して、再現可能な媒体として持っておく」といった意見があった。

（４）商標の範囲

総じて、商標の特定が困難であるとの意見が多かった。具体的には、「におい等の商標についても、商標混同のおそれの有無で商標の類否（類似範囲）を判断するという原則に従うしかないが、その判断は非常に難しい」、「最終的には個別事案の中で裁判所が判断するという構造にならざるを得ない」、「不正競争防止法等の他法令にて、におい商標等の特徴的な部分の捉え方が示唆される等しないと権利範囲を定めるのは難しいのではないか」といった意見があった。

（５）商標の定義規定

第２条の商標の定義中の「その他政令で定めるもの」として追加すればよいと、政令の改正により対応可能ではないかという旨の意見があった。

4.3 非グラフィカルな手法による出願

4.3.1 各国・地域の制度の概要

調査対象の１３の国・地域のうち、この制度を導入しているのは主に欧州の６の国・地域（欧州（EUIPO）、ドイツ、フランス、スウェーデン、英国、トルコ）で、導入していないのは７の国・地域（アメリカ合衆国、

インド、中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア）であった。

（１）非グラフィカルな手法による出願を導入している国・地域

これらの国・地域では、商標制度の近代化と合理化のために２０１５年に欧州で商標ハーモ指令が施行されたことを受けて、導入されている。

音商標・動き商標等の出願において、非グラフィカルな手法と従来型のグラフィカルな手法（例えば、音商標の場合は五線譜、動き商標の場合は複数の図面を用いる等）のいずれかを選択できる。

審査実務については、すべての導入国・地域の代理人から、非グラフィカルな手法による出願にはグラフィカルな手法による出願と同じ審査基準が用いられると考えられ、その導入前後を比較しても、商標の権利範囲の特定・識別力の判断・類否の判断における判断手法について基本的に変更はないと思われるとの見解が得られた。

提出されたデジタルファイルは、６つの導入国・地域全てにおいて、知財庁による商標検索サイトでの視聴が既に可能又は今後可能になる見込みである。

（２）非グラフィカルな手法による出願を導入していない国・地域

導入されていない理由や背景について、例えば、以下のような説明が寄せられた。

- ・商標法が視覚的表現に大きく依存する枠組みで発展してきたため、非グラフィカルな手法による出願の導入には大幅な法改正等が必要となる。
- ・音商標等の非伝統的商標の出願が全体に占める割合は小さく、非グラフィカルな手法による出願の導入ニーズが大きいとは考えられない。
- ・非グラフィカルな手法による出願を考慮に入れた審査基準が作られていない。
- ・非グラフィカルな手法による出願を受理できるシステムがまだ整備されていない。

4.3.2 国内の現状分析

企業等を対象とした質問票調査では、制度の導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。賛成する企業等からは、保護を求める対象の明確化や、出願方法の選

択肢が増えるという観点から評価する意見があった。反対する企業等からは、他者の商標を容易に検索できるようにすべきとの意見があった。

代理人を対象とした質問票調査でも、導入に賛成する割合が、反対する割合を上回った。賛成する代理人からは、国際調和や、出願方法の選択肢が増えるという観点から評価する意見があった。反対する代理人からは、現在の制度で問題ないとの意見や、検索が困難にならないようにすべきとの意見があった。

また、企業及び有識者へのヒアリング調査においては、利便性向上や国際調和のために導入した方が良い、導入に反対しない等の意見がそれぞれ複数あった一方で、導入に慎重な意見も複数あった。複数の企業や有識者から、検索・閲覧や類否判断においてはグラフィカルな表現（五線譜や図面等）があったほうが便利であるとの指摘があった。

4.3.3 制度を見直す場合の検討事項と課題

（１）検索・閲覧用データベースにおける表示

非グラフィカルな手法による出願を導入している国・地域においては、提出されたデジタルファイルについて、知財庁による商標検索サイトでの視聴が原則可能となっている。他方で、検索・閲覧画面においてサムネイル等は表示されないため、内容を確認するためには一つずつ視聴する必要があり、手間がかかる。

この点について、デジタルファイルを主とした出願が認められるようになったとしても、参考として五線譜や図面等があったほうが検索の便宜にかなうとの意見があった。

（２）商標の特定

特に音商標について、音声ファイルの聞こえ方は人によって異なるため、客観的な商標の特定のためにはグラフィカルな表現（五線譜等）が必要との指摘があった。

また、非グラフィカルな手法による出願を導入している国・地域の代理人からは、総じて、導入前後で商標の特定方法に変わりはないと思われるとの説明があった。ただし、これらの国・地域における導入は2010年代半ば以降であるため、まだ実際の事例は多くない可能性がある。

我が国において非グラフィカルな手法による出願を導入する場合、第5条（商標登録出願）及び第27条（登録商標等の範囲）の改正が必要となる可能性があるとの

指摘があった。具体的には、第5条は、商標登録を受けようとする商標を願書に記載することを求める点について、第27条は、登録商標の範囲を定めるにあたって、願書に記載した商標に基づいて定める点について、それぞれ改正が必要となる可能性がある旨の指摘であった。

（３）マルチメディア商標

（音と文字や図形等の動きの組合せ）の導入

非グラフィカルな手法による出願を導入している国・地域の多くにおいて、制度導入時にマルチメディア商標の出願も可能とされている。